

健康プラザ内の会議室の貸出について

健康プラザでは、いばらき予防医学プラザ(中央保健所、衛生研究所、精神保健福祉センター)の業務に支障のない範囲で、健康に関する知識の提供、疾病の予防・健康の保持及び増進を図る等の公用または公益を目的とする場合に、会議室を有料で貸し出しています。研修会や会議などにご利用ください。

○利用日：日曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日

※国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝祭日」といいます。）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除きます。

※月曜日は施設点検・清掃のため利用できません。

※令和6年（2024年）9月29日までの間は、日曜日と土曜日は利用できません。

○利用時間(利用時間には、準備、後片付けの時間を含みます。)

午前 9:00～12:00

午後 13:00～17:00

全日 9:00～17:00

※休館日 月曜日(室内清掃)、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)

○貸出施設・利用料金

会議室名	定員	付属設備等	区分	利用料金(円)	
				～9/30	10/1～
大会議室	135名	マイク(3本)、スクリーン、電動ホワイトボード、電動吊りバトン(垂れ幕用)	午前	4,350	5,430
			午後	6,030	7,240
			全日	10,560	12,670
中会議室 (会議室1・2)	48名	テーブルマイク、ワイヤレスマイク(1本)、ホワイトボード	午前	2,260	2,710
			午後	3,010	3,610
			全日	5,270	6,320
中会議室 (研修室1・2)	45名	ピンイク、ワイヤレスマイク(1本)、ホワイトボード	午前	2,260	2,710
			午後	3,010	3,610
			全日	5,270	6,320
小会議室 (研修室3)	36名	ホワイトボード	午前	1,980	2,380
			午後	2,650	3,180
			全日	4,630	5,560

※前表の付属設備のほか、次の施設、備品があります。会議室等の利用者に無料で貸し出します。
詳細はお問い合わせください。

<ul style="list-style-type: none">・無料 Wi-Fi (いばらき FreeWi-Fi)・講師控室 (定員 2 名) 1 室・ピンマイク (大会議室のみ) 1 本・レーザーポインター 2 個・移動式ホワイトボード 2 台・マイク・アンプセット 2 台	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクター (HDMI・RGB 2 台、RGB のみ 1 台) RGB コード、HDMI ケーブル、HDMI-RGB 変換器・BD・DVD再生機 1 台・移動式スクリーン 3 台・演台ランプ 1 台・延長コード
--	--

○利用申込み

★ 次の手順で、事前に施設使用申請書を提出し、承認を受けてください。

1 受付 (仮予約)

- ・ 利用予定日の 4 月前から予約を受け付けます。電話かまたは直接窓口までお越しください。
窓 口：茨城県中央保健所 総務課分室
所 在 地：水戸市笠原町 993-2
電 話：029-243-4171
受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで

2 申請書の提出

- ・ 利用予定日の 4 月前から 14 日前まで (窓口必着) に施設利用申請書を、郵送、電子メールまたは窓口へ提出してください。
- ・ 当日の会議・研修会等の内容が分かる次第または案内通知等を一緒に提出願います。
※使用目的が、健康プラザの設置目的になじまないと判断される場合は、申込受付後でも貸出をお断りする場合があります。
- ・ 施設使用申請書を受理後、使用目的等を審査したうえで、使用承諾書を発行し、電子メールまたは郵送により送付します。使用承諾書をもって予約が確定します。
- ・ 受付時間は平日の午前 9 時から午後 5 時までです。

★ 次のような場合は、貸出をお断りします。

- ・ 施設の使用者が公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがある場合
- ・ 健康プラザの設置目的 (県民に健康に関する知識を提供するとともに、疾病の予防並びに健康の保持及び増進を図る) に反する行事の場合
- ・ 特定の政党に属する団体及び宗教関係団体の行事並びに特定の思想、信条を広めようとする場合
- ・ 私人及び営利を目的とする団体 (法人) の営業及び経営会議等に関する行事の場合
- ・ 有料の催し物、物品の販売または寄付金の募集等を行う場合
- ・ 施設、設備を損傷し、または汚損するおそれがある場合
- ・ 予防医学プラザの業務の遂行に支障を生ずるおそれがある場合

- ★ 条例等に違反したとき、公の秩序を乱し、もしくは善良な風俗を害し、またはそのおそれがあるとき、偽りその他不正な手段で使用承認を受けたとき、または施設の管理上使用があるときは、使用承認を取り消すことがあります。

○利用料金の納入

- ・ 利用料金は前納でお願いしています(現金での納付はできません。)
- ・ 使用承諾書とあわせて納入通知書を発行しますので、指定された期日までに、金融機関へ納付してください。
- ・ 利用料金の納入がない場合は、ご利用いただけません。

○ご利用にあたってのお願い

- ・ 健康プラザの開館(8:30)前は館内には入れませんのでご注意ください。
- ・ 駐車場使用台数は、全会議室で1日100台までです。
- ・ 使用承諾書を窓口で提示してください。
- ・ 館内及び予防医学プラザ敷地内は全面禁煙です。
- ・ 施設内で飲食する場合は、室内を汚さないようにご注意くださいとともに、万一、飲食物等で汚した場合は、使用者が責任をもって清掃してください。また、ゴミ等は使用者側で持ち帰ってください。
- ・ 会議室内のテーブルや椅子を移動した場合は、会議の終了後、もとの配置に戻してください。
- ・ 資料等のコピーは取り扱っておりません。
- ・ ポスター、チラシ、開催案内通知(DM等)を作成する場合には、責任の所在をはっきりさせるため使用承認を受けた方を主催者とし、名称・住所・電話番号等を明記し、問い合わせについては主催の方へするように周知してください。
※県または健康プラザが主催しているかのような誤解を与える案内物への記載はお断りいたします。
- ・ 定員は条例によって定められています。利用者の定員は必ず守ってください。
- ・ 駐車場内での事故・盗難などにつきましては、一切責任を負いません。
- ・ 地震、火災等の非常事態に備え、非常口の位置及び避難方法等について、事前にご確認ください。
- ・ その他、施設の使用にあたっては、職員の指示に従ってください。
- ・ 発熱・臭気・騒音を伴う実演、水を使用する実演、カーペットや壁を汚す・傷める実演は、お断りいたします。

○禁止行為

施設を使用するにあたっては、次のような行為をしないよう注意してください。これらの行為を行った場合は、健康プラザの施設から退去いただくことがあります。

- ・ 危険物または旗、プラカードその他秩序を乱すものを持ち込むこと。

- ・ みだりに放歌高唱するなど騒がしい行為をすること。
- ・ 使用を承認されていない施設へ立ち入り、使用すること。
- ・ 施設、設備及び備品を損傷し、または汚損すること。
- ・ 物品の販売または寄付金の募金を行うこと。
- ・ 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎを打つこと(管理者の承認を受けた場合を除く)。